

6. 介護保険に関する手続き

① 65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き	介護保険被保険者証の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	どなたでも可
持ち物	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の介護保険被保険者証は、返却または破棄してください。 介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、被保険者証とあわせて返却してください。 		
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705		

② 介護保険料を納付していた方

手続き	介護保険料の精算		
期限	2年以内	手続きできる人	相続人
持ち物	≪保険料の還付がある場合≫ <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる預金通帳等(相続人名義)		
詳細	保険料を月割りで再計算し精算を行います。		
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705		

7. 生活保護に関する手続き

① 生活保護を受給していた世帯または受給している世帯

手続き	葬祭扶助の申請
期限	葬儀を実施されるまでに
手続きできる人	亡くなられた方が生活保護受給者であり、その喪主となられる方
持ち物	<input type="checkbox"/> 死亡届のコピー ※その他、必要な書類はお問合せください。
詳細	葬祭扶助として、火葬などの葬儀費用として最大191,600円(基準額・成人の場合)が支給されます。 ※扶養義務者(配偶者、親、子、孫、兄弟姉妹)が対象となるかは、扶養義務者の世帯の生活困窮状況によります。
問合せ先	福祉課(総合庁舎1階・4番・オレンジ色の窓口) ☎0748-58-3705